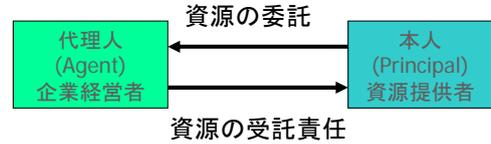


財務会計論B 第5回 会計規制の経済学(その3)

規制不要論
エージェンシー理論

1

エージェンシー関係



2

代理人の私益極大化行動

代理人の私益の極大化
→ 本人の利益を犠牲にする可能性
■ 代理人は本人の無私の奉仕者ではない。

3

エージェンシー費用(狭義)

- 本人
代理人の私益極大化による本人利益の犠牲
→ 機会費用
資源提供のさいりスク・プレミアム(契約利息など)を積み増す。
- 代理人
資金調達コストの上昇

4

契約のインセンティブ

エージェンシー費用の削減
→ 双方が契約のインセンティブを持つ。
代理人の利己的行動を制約する契約

- 本人
自己の利益の防御
- 代理人
資金調達コストの削減
※強制や義務によらない。
Cf. 会計責任, 投資家保護

5

私的会計規制としての契約

- 契約への会計数値の組み込み
一定水準の利益率や負債比率を決定。
その基準に抵触した場合, 代理人は追加的コストを負担する。
(例) 無担保社債
財務制限条項に違反した場合, 未償還残高を即時償還する。→ ボンディング

6

効率的契約と効率的会計選択

- エージェンシー費用を最小化するような契約を、**効率的契約**という。
- その契約の運用の局面で、エージェンシー費用を最小化するような会計選択を、**効率的会計選択**という。

7

規制不要論

- 個別状況に応じた契約と会計選択
 - 会計選択の幅は広い方が望ましい。
- 規制緩和 規制不要

8

エージェンシー費用(広義)

- モラルハザードを抑止するための費用
 1. モニタリング費用: 監視
 2. インセンティブ費用: 誘因
 3. ボンディング費用: 信頼獲得

9

モラル・ハザード Moral Hazard

- プリンシパル・エージェント関係において、エージェントの行動について、プリンシパルが知り得ない情報があることから、エージェントの行動に歪みが生じ、効率的な資源配分が妨げられる現象。

『岩波経済学事典』より

10

モラル・ハザードの経済的帰結

- 雇い主(プリンシパル)が、従業員(エージェント)の努力の程度を知りえない場合。
- 雇い主は、従業員の労働態度(L)に拘わらず一定賃金を払うしかない。
- 従業員の[勤勉(D)の負効用 > 怠惰(I)の負効用]であれば、合理的従業員は怠惰を選ぶ。
- 雇い主の利潤 $P=f(L)$ とすると、 $P_I < P_D$ となり、支払可能な賃金(W)は低下する。
- $W_D - U(D) > W_I - U(I)$ の状況で、 W_I = 均衡賃金(W_E)となる可能性がある。この場合、雇い主と従業員の双方が純効用を低下させることになる。

11

モニタリング費用

- 監視費用
- ディスクロージャー, 会計監査, 証券取引法規制, 会計原則・会計基準
- 制度的情報開示(社会的ミニマム)
情報の非対称性の縮減
本人の不信感の払拭

12

インセンティブ費用

■ 誘因費用

ボーナス, 歩合給, 内部会計情報の活用

→ 代理人のモラルハザードを規制

13

ボンディング費用

■ 信頼獲得費用

契約, IR, アニュアルレポート(IR誌), 環境報告書,
財務制限条項

→ 代理人の自発的情報開示
情報の非対称性の縮減
本人の不信感の払拭

14

財務制限条項

■ 無担保社債の発行

(例) 純資産金額, 負債比率, 利益率
債権者の権利を担保するもの

制限条項を達成しやすい会計選択
利益捻出: 定額法, 工事進行基準
負債圧縮: リースのオフバランス

15

まとめ

- 代理人である経営者は, エージェンシー費用を節減するために, 自発的に情報を開示するインセンティブを持っています。
- 代理人と本人は, エージェンシー費用を最小化する効率的契約を締結しようとしています。
- 効率的契約において会計・監査システムが活用されます。
- 以上のような観点からは, 規制不要論や規制緩和論が主張されることとなります。

16